

単位の認定方針、卒業の認定及び学位の授与について

単位の認定及び卒業の認定については、学則（第5章、第6章）に定めている。また、学位については学位規程、成績評価の詳細については履修規程に定めている。

作新学院大学女子短期大学部学則（令和6年4月1日施行）の抜粋

第5章 教育課程、履修方法

（授業科目）

第23条 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

（単位の計算方法及び各授業科目の授業期間）

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教職に関する科目の「保育・教職実践演習（幼）」については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 教育実習、保育実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。その他の実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。
- 3 第1項第1号から第3号の授業を多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で履修させることができる。
- 4 第1項第1号、第2号及び前項の授業を外国において履修させることができる。

（単位の授与）

第25条 授業科目を履修し、本学則で定める授業時数の3分の2以上出席し、その試験に合格した者には、所定の単位をあたえる。

（試験の評価）

第26条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可とし、可以上を合格とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより62単位以上を取得しなければならない。

(卒業の認定)

第28条 学長は、本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の卒業を認定するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(学位の授与)

第29条 学長は、前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たり、教授会は、学長に意見を述べるものとする。

(資格及び免許状)

第30条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	資格及び免許状の種類
幼児教育科	幼稚園教諭二種免許状・保育士資格

2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、別表第1に規定する卒業要件を充足し、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、本学則に定める授業科目及び単位を取得しなければならない。

3 保育士資格を取得しようとする者は、別表第1に規定する卒業要件を充足し、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定で、厚生労働省告示第198号に基づき、本学則に定める授業科目及び単位を取得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学（以下「短期大学等」という）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学等に留学する場合及び外国の短期大学等が行う通信

教育における授業科目を我が国において履修した場合に準用する。

(短期大学等以外の教育施設等における学修)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第1項及び前条第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第31条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第6条第1項に定める修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は別に定める。